

# 反社会的勢力の排除に関する覚書

(以下「甲」という)とストレージサービス株式会社(以下「乙」という)は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における全ての取引及び契約について次の通り覚書を締結する。

## 第1条

甲および乙は、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)であること。
2. 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 反社会的勢力を利用していること。
4. 反社会的勢力に関係していること。
5. 親会社、子会社が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。

## 第2条

甲および乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

## 第3条

甲および乙は、相手方が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができる。

## 第4条

前条に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

本覚書の締結を証するため、甲乙署名又は記名・捺印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

20 年 月 日

(甲)

(乙) 大阪市西区南堀江4丁目21番14号  
ストレージサービス株式会社  
代表取締役 畑 光雄